

大阪府で働くすべての方へ。

意識したことありますか？

最低賃金

大阪府のこれまでの最低賃金 786円

8000円 時間額

[発効日]平成24年9月30日 ※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。



必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>



最低賃金に関するお問い合わせは大阪労働局または最寄りの労働基準監督署へ

厚生労働省

賃金は最低賃金額以上になっていますか？

最低賃金制度とは最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。また、最低賃金には、「地域別最低賃金」と「特定(産業別)最低賃金」があります。



WEBで
チェック
しよう!



最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

地域別最低賃金はすべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティネットとして、常用・臨時・パート・アルバイト・嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、原則としてすべての労働者とその使用者に適用されます。



最低賃金額より低い賃金を労働者と使用者が合意の上で定めた場合はどうなりますか？

最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。



最低賃金額以上となっているかをどのように確認するのですか？

支払われる賃金※と最低賃金額を次の方法により比較します。

(1) 時間給の場合

時間給 \geq 最低賃金額(時間額)

(2) 日給の場合

日給 \div 1日平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

(ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、日給 \geq 最低賃金額(日給)となります。)

(3) 月給の場合

月給 \div 1か月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)

(4) 上記(1), (2), (3)の組み合わせの場合

例えば、

・基本給が時給制

・各手当(職務手当など)が月給制

などの場合は、それぞれ上記(1), (3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)と比較します。

※ 最低賃金額との比較にあたって次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

 **必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も。**

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

最低賃金の件名		時間額	効力発生年月日
地域別 最低賃金	大阪府最低賃金	786 円	平成 23 年 9 月 30 日
		800 円	平成 24 年 9 月 30 日
産業別 最低賃金	塗料製造業	855 円	平成 23 年 10 月 31 日
	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	836 円	平成 23 年 10 月 31 日
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械、器具製造業	815 円	平成 23 年 10 月 31 日
	鉄鋼業	850 円	平成 23 年 11 月 3 日
	自動車・同附属品製造業	833 円	平成 23 年 11 月 30 日
	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	810 円	平成 23 年 11 月 30 日
	自動車小売業	822 円	平成 23 年 11 月 30 日
	各種商品小売業 2 以上の最低賃金の適用を受ける場合は、最も高いものが適用される(最低賃金法第 6 条)ことから、平成 22 年 10 月 15 日から大阪府最低賃金が適用されており、平成 24 年 9 月 30 日からは、800 円が適用されます。	768 円	平成 21 年 11 月 30 日
	800 円	平成 24 年 9 月 30 日	

・最低賃金は、大阪府内の事業所で働くすべての労働者に適用されます。

・最低賃金には「地域別最低賃金」と「産業別最低賃金」の 2 種類があり、両方の最低賃金が同時に適用される場合には、いずれか高い方の最低賃金額が適用されます。

ただし、次の方は「産業別最低賃金」の適用を除外され、「地域別最低賃金」が適用されます。(詳細については各産業別最低賃金のページを参照してください。)

1. 18 歳未満又は 65 歳以上の方
2. 雇入れ後 3 月未満の技能習得中の方
3. 清掃又は片付けの業務に主として従事する方

・最低賃金に次の賃金は含みません。

1. 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当
2. 一か月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
3. 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
4. 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。